

枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件 新旧対照表（正誤表）

○枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての取扱業者の認証の技術的基準(平成12年6月9日農林水産省告示第817号)

12ページ 2.2.4.2 格付の実施方法 a)

(誤)

改正後	改正前
<p>1)・2) (略)</p> <p>3) 格付の表示<u>の様式</u>に関する事項</p> <p>4)・5) (略)</p> <p>6) 格付の表示のための機械器具の管理に関する事項</p> <p>7) 格付<u>及び</u>格付の表示の記録の作成及び保存に関する事項</p> <p>8) 格付の表示についての取扱業者等内の組織全体に対する教育の実施に関する事項</p> <p>9) 格付<u>及び</u>格付の表示の実施状況についての内部監査に関する事項</p> <p>10) 格付<u>及び</u>格付の表示の実施状況についての認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項</p>	<p>1)・2) (略)</p> <p>3) 格付の表示に関する事項</p> <p>4)・5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>6) 格付記録の作成及び保存に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>7) 格付の実施状況についての内部監査に関する事項</p> <p>8) 格付の実施状況についての認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項</p>

(正)

改正後	改正前
<p>1) (略)</p> <p>2) 格付の表示<u>の様式</u>に関する事項</p> <p>3) (略)</p> <p>4) 格付の表示のための機械器具の管理に関する事項</p> <p>5) 格付<u>及び</u>格付の表示の記録の作成及び保存に関する事項</p> <p>6) 格付の表示についての取扱業者等内の組織全体に対する教育の実施に関する事項</p> <p>7) 格付<u>及び</u>格付の表示の実施状況についての内部監査に関する事項</p> <p>8) 格付<u>及び</u>格付の表示の実施状況についての認証機関等による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項</p>	<p>1) (略)</p> <p>2) 格付の表示に関する事項</p> <p>3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4) 格付記録の作成及び保存に関する事項</p> <p>(新設)</p> <p>5) 格付の実施状況についての内部監査に関する事項</p> <p>6) 格付の実施状況についての認証機関による確認等業務の適切な実施に関し必要な事項</p>

※下線は改正箇所